

知多市公告第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき実施する物品の売払いは、次のとおりである。

令和6年9月30日

知多市長 宮 島 壽 男

1 入札に付する事項

物件番号1 準中型自動車 日野 デュトロ 平成19年式 1台

2 入札者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

知多市消防本部庶務課

(2) 日時

令和6年10月7日（月）から入札書提出の日時まで

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札書提出の場所

知多市消防本部庶務課

(2) 入札書提出の日時

令和6年10月7日（月）から同月23日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）とする。ただし、令和6年10月23日（水）は、午後3時までとする。郵送で提出する場合は、令和6年10月22日（火）必着とする。

(3) 開札日時

令和6年10月23日（水）午後3時

5 入札の無効に関する事項

知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）第13条に該当する入札

6 入札保証金に関する事項

知多市契約規則第12条第3号により免除

7 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 入札は知多市建設工事関係等入札者心得書により行う。

イ 入札書提出日付、物件番号、物件名、入札金額、住所、氏名及び電話番号を記入し、押印した入札書を作成し、住所、氏名、電話番号、物件番号及び「入札書在中」と記入した封筒に入れ、2か所のとじ目に押印し、消防本部庶務課へ持参または郵送（一般書留または簡易書留）にて提出のこと。

また、本人確認のため、入札者（代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人）の運転免許証・保険証等公的機関発行の本人確認書類を持参の場合は提示、郵送の場合は写しを添付すること。なお、下見を希望する者は、庶務課へ連絡のこと。

(2) 条件

ア 買取り後、直ちに廃車手続きまたは名義変更をすること。また、これらの手続き等が完了し次第、自動車検査証等の写しを速やかに提出し、確認を受けること。

イ 修理が必要となる場合もある。

ウ 車両は現状渡し（車体文字、赤色警光灯、サイレンは撤去した状態）で、引渡し後の不調や故障等の補償は一切行わない。

(3) 落札者の決定

予定価格以上の価格で最高価格の入札をした者に決定し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とリサイクル預託金額を合計した金額で契約する。落札金額は入札参加者に通知する。

(4) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(5) 連絡先

知多市消防本部庶務課（電話0562-56-0146（直通））